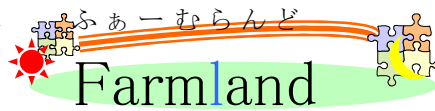




会報



第42号

平成30年7月

経理区分の一本化による長寿命化の事例

平成29年度から、活動区分に関わらず経理区分を一本化することが可能となっており、農地維持支払交付金や資源向上支払（共同活動）交付金の実施活動において、活動計画書で決めている活動（草刈り、泥上げ等の農地維持活動、花植え、生き物調査、多面的機能の増進を図る活動等の共同活動）を行った上で、資源向上支払（長寿命化）交付金の活動に、農地維持支払交付金や資源向上支払（共同活動）交付金から支出することが可能となっています。

活動組織の事例

A活動組織は、農道側溝の更新を行うにあたり、自主施工出来ない区間について、工事業者へ外注した。その費用は、長寿命化交付金の約97%であった。A活動組織は、自主施工できる区間について、資材代、日当を農地維持及び共同活動交付金から支出して、計画どおり農道側溝の更新を終えることができた。

B活動組織では、水路更新の計画区間を完成させるのに長寿命化交付金だけでは3割程度の資金不足が生じることから、経理を一本化し農地維持及び共同活動交付金から3割部分を支出し、一括発注により単年度で計画区間の更新を終了することができた。

仮に、経理の一本化を図らなかった場合、工事発注に係る事務作業は長寿命化交付金部分と維持・共同から流用した3割部分に見合う工事設計書、見積徴集、契約書等をそれぞれ作成する必要があったことから、経理区分の一本化のメリットは大きかった。

施設の長寿命化計画	水路更新工事(外注)
7割	3割
長寿命化交付金	農地維持及び共同活動交付金

なお、経理区分の一本化を行うためには、規約の変更を行い、市町村へ届出が必要です。詳しくは、市町村担当者、協議会支援員へお問い合わせください。

地域資源保全管理構想の作成

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している活動組織は、活動期間中に地域資源保全管理構想を作成し、市町村へ提出することになっています。平成30年度で活動終了となる活動組織は248組織となっています。地域資源保全管理構想を提出しなかった場合は、交付金の全額又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを国から求められます。

よって、平成30年度で活動終了となる活動組織は、地域資源保全管理構想を平成31年3月末までに市町村へ提出をお願いします。

なお、地域資源保全管理構想の様式及び記入例については、市町村担当者、協議会支援員へお問い合わせください。

農地法面管理省力化支援事業のご紹介

事業の背景

農地法面・畦畔の維持管理は、機械化や省力化の難しい重労働です。特に、中山間地域の農地は法面が平地に比べ大きく、草刈の負担が非常に大きいため、中山間地域の農地の維持や担い手農家等への農地集積に取り組む際の大きな妨げとなっています。

また、県内全域に中山間地域が広く分布する鳥取県では、農業者の高齢化も深刻なため、農地法面の管理省力化を図ることが喫緊の課題となっています。

そこで、本事業ではセンチピードグラスというイネ科の植物を法面に被覆させることで草刈回数を減らすことで、営農意欲の向上や余暇時間を活用した地域振興を目的に、実証試験やモデル展示・PR ほ場の設置を進めています。



センチピードグラス

法面管理省力化の仕組み

センチピードグラスは芝の仲間で、地面を這うように広がることから和名でムカデ芝と呼ばれます。高さ30cm程度まで成長し密集して影を作るため、他の雑草の成長を抑制する働きがあるとされています。

省力化に向けた準備作業においては、除草剤散布や焼却等を適切に行うことで、いかに他の雑草を繁茂させず、センチピードグラスの成長拡大をサポートできるかがポイントになります。

実証試験の概要

鳥取県では平成28年度から29年度にかけてこのセンチピードグラスを用いた法面管理省力化の実証試験を県内東・中・西部の3地区で行いました。

法面の草刈り作業は、通常年4～6回程度で行いますが、センチピードグラスによる法面被覆後は年1～2回まで低減されることがわかりました。



実証試験地区の位置



施工前

草刈り回数(年5回)



吹付作業

口細見地区の実証結果



施工後2年目

草刈り回数(年1回)

草刈り回数
4回減!

モデル展示・PRほ場の募集

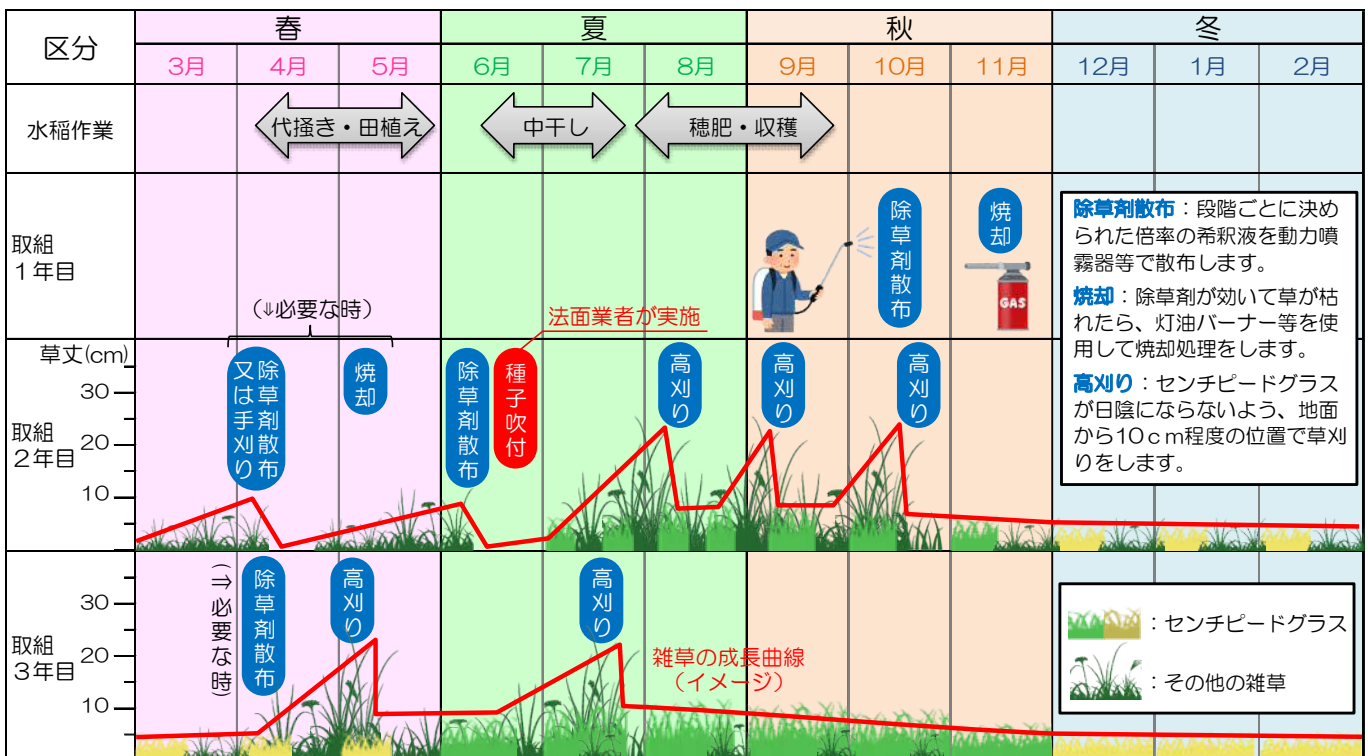
農業者や集落組織にセンチピードグラスによる法面管理省力化の効果を実感してもらい、さらに周辺地域を巻き込んで導入への機運を高めていただくため、県内での取組事例を大幅に増やし、さらなる普及促進に向けた環境を整えます。

そこで、平成30年度から34年度にかけて、中山間地域の旧町村単位に1地区を目安にモデル展示・PRほ場を設置していきたいと考えています。

モデル展示・PRほ場設置の事業制度

- 1) 事業主体 鳥取県
- 2) 実施要件 (対象地域) 中山間地域において、中山間地域等直接支払又は多面的機能支払に取り組んでいる組織または取り組む予定の地域
(地元体制) 種子吹付前後の雑草対策、生育調査やPR活動等に協力が得られる
- 3) 実施方法 (法面管理) 県が地元作業を委託 (3年契約)
(地元体制) 県が法面業者に作業を委託
- 4) 費用負担 鳥取県 1/2、市町村 1/2 (モデル展示・PRのため地元負担ゼロとしています。地域の方には、労力提供や作業記録等の提供をお願いします。)

実施方法・作業スケジュール



※3年間の取組終了後に草刈り作業が年1回程度に縮減されます。



問い合わせ

各市町村の農業担当課または以下の県担当課までお願いします。

県担当課	電話番号
東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9673
県庁農地・水保全課	0857-26-7336

第25回農村の風景フォトコンテスト2018募集のお知らせ



フォトコン2011

農地・水・環境保全協議会会長賞 題名：未来



フォトコン2017

農地・水・環境保全活動部門賞 題名：アジサイを守る

応募締切 平成30年10月5日(金)

<テーマ> 『農村の風景』

<応募資格> 小学校高学年以上であれば、どなたでもご応募いただけます。

<応募部門> (1)「児童・生徒部門」

児童・生徒（小学校高学年～高校生）が撮影した写真。

(2)「農村景観・土地改良施設部門」

農業・農村の風景や土地改良施設（水路や農道など）の写真。

(3)「農地・水・環境保全活動部門」

多面的機能支払に取り組んでいる活動組織が行っている基礎活動、実践活動の写真。

<送り先> 〒680-0911 鳥取市千代水4丁目37番地

水土里ネットとっとりフォトコンテスト2018係

<問合せ先> TEL (0857) 38 - 9500 担当：山本、坂本

詳しくは「水土里ネットとっとり」ホームページのフォトコンテスト2018まで

<http://www.totirengogonet.or.jp/photo/top.html>

活動組織からのQ & A

Q. 平成30年度、多面的機能支払の認定期間が終了になります。平成31年度からも継続したいと考えていますが、持越し金額の制限はあるのでしょうか？

A. **交付金の持越しに関しては、原則、次年度早々に多面的活動（作業）する経費であり、不用額は返還することになっています。**但し、平成31年度に長寿命化で行う工事（平成31年度分の交付金と持越し金額の合算での工事）等を予定している場合は、工事に係る業者見積書等説明ができる資料の準備をお願いします。

どんな些細なことでも結構です。お気軽に、支援員にお尋ねください。

	問 合 先	支援員	電話番号
東 部	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	小林 孝規	0857-38-9500
中 部	水土里ネットとっとり倉吉事務所	森木 理典	0858-47-0055
西 部	水土里ネットとっとり米子事務所	種田 順治	0859-32-9710